

2026 登セ第 74 号  
令和 8 年 6 月 1 日

## 放射線管理手帳に関する従事者からの お問い合わせについて

改訂履歴

令和8年6月1日（新規制定）

公益財団法人 放射線影響協会  
放射線従事者中央登録センター

放射線管理手帳に関する作業者本人からのよくあるお問い合わせについてまとめましたので、ご参考ください。

直接お問い合わせをしたい場合は、文末の問い合わせ先にご連絡ください。

## 1. 放管手帳の発行について

**Q1：作業者本人が放管手帳の発行を申請できますか。**

A1：できません。放管手帳は、雇用会社（雇い主）が自社員の被ばく管理のために使用するものであり、その責任において放管手帳の発行を申請するルールになっています。

**Q2：昔、放管手帳を持っていましたが、なくしてしまいました。当時の被ばく線量が知りたいので放管手帳の再発行をお願いできますか。**

A2：過去の被ばく線量等が知りたい場合には、個人情報の開示請求という仕組みがありますので、放射線影響協会 放射線従事者中央登録センターにお問い合わせください。また、当協会のホームページにも「◆個人情報の開示請求等」に関する案内が記載されています。

放射線業務に従事するために放管手帳の再発行が必要な場合は、現在の雇い主に申し出て放管手帳の（再）発行申請を行ってください（A1 参照）。

## 2. 放管手帳の返却について

**Q3：以前、除染等業務に従事していた者だが、会社を辞めて別の会社で働こうとした際に、放管手帳を返してくれません。どうしたらよいですか。**

A3：放管手帳は退職時には雇用会社で必要事項を全て記入したうえで本人に返却されるルールとなっています。ガラス線量計または OSL 線量計で線量評価を行う場合には、評価結果が得られるまでに 1~2 ヶ月かかる場合がありますので以前の雇用会社にお問合せください。ただし、次の現場が決まっていて放管手帳が早急に必要場合には、暫定値のみを記入して引き渡される場合もあります。その場合には、ガラス線量計等での評価結果の受け渡しについても以前の雇用会社と取り決めておいて、新しい雇用会社に評価結果を放管手帳に記入してもらう必要があります。

**Q4：除染現場の作業終了後、元請会社から放管手帳が返却される前に次の除染現場に入ることとなり、新しい元請会社から放管手帳の提出を求められました。放管手帳が返却されていないことを伝えると、放管手帳の現物は後でよいので、取り急ぎ中登番号を教えてほしいと言われましたが、どうすればよいでしょうか。**

A4：中登番号や前歴線量等は個人情報であるため、電話でのお問い合わせには回答することができません。雇用会社から手帳発効機関へ経歴照会をしていただくか、前の元請会社の中登番号を確認していただくようお願いいたします。ご本人が直接確認し

たい場合は、当協会に個人情報の開示請求することにより確認することができます（A2 参照）。

### 3. 被ばく線量について

Q5：昔、原子力発電所で働いていた者ですが、その時の被ばく線量を教えてください。

A5：個人情報の開示請求により当協会に引き渡されている放射線管理記録等の開示を受けることで確認できます（A2 参照）。また、当協会のホームページにも「◆個人情報の開示請求等」に関する案内が記載されています。

Q6：夫（家族）が亡くなったのですが、原子力発電所で働いていた時の被ばく線量を教えてください。

A6：当協会では、遺族からの故人の関する個人情報の開示請求にも回答する運用としていますので、当協会に引き渡されている放射線管理記録等の開示を受けることができます。手続きにつきましては、当協会のホームページに掲載の「◆個人情報の開示請求等」に関する案内をご覧ください。

問い合わせ先：公益財団法人 放射線影響協会  
放射線従事者中央登録センター  
手帳管理課  
TEL：03-5295-1788

以上